

あなたの身近にあるDV

それってよくある夫婦喧嘩でしょうか？カップルの他愛のない喧嘩でしょうか？
それらは全てDVかもしれません。DVは性別や年代、地域は関係ありません。
あなたの身近にひそんでいるのです。

I ドメスティック・バイオレンス（DV）とは？

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、パートナーを服従させるために用いられる暴力です。
その形態は「殴る・蹴る」だけでなく大きく6つの形態に分けられ、複雑に絡み合っています。

身体的暴力

- ・殴る ・蹴る
- ・物を投げつける
- ・髪をひっぱる
- ・物を投げつける
- ・首をしめる

精神的暴力

- ・脅す ・自殺すると言う
- ・馬鹿にする ・無視する
- ・大切なものを壊す
- ・長時間の説教

経済的暴力

- ・お金を要求する
- ・お金を返さない
- ・生活費を渡さない
- ・借金をさせる
- ・収入を教えない

性的暴力

- ・性行為の強要
- ・避妊をしない
- ・中絶させる
- ・身体をけなす
- ・婚外関係をもつ

社会的暴力

- ・交友関係を管理
- ・行動範囲の制限
- ・メール等をチェックする
- ・実家等に行くのを禁じる

子どもを利用した暴力

- ・子どもを危険な目に合わせる
- ・子どもの前で暴力を振るう
- ・相手を卑下することを子どもに言わせる



II DVの構造とその影響とは？

加害者の言動・行動

(例)オレを怒らせるようなことをするおまえが悪い

暴力・
コントロール

被害者への影響

心理的な症状

- 暴力によるPTSD症状
- 罪悪感/自責感
- 自尊感情の低下
- 恥ずかしさ
- 無気力
- 孤立感 等

からだに出る症状

- 体の硬直、手足のしびれ
- 胃腸の不調
- 動悸・発汗
- 頭が重い、頭痛
- なかなか眠れない 等

子どもへの影響

子どもに暴力が及ぶことや、子どもに暴力を見せること、子どもを利用した暴力も**児童虐待**です。子どもの情緒や対人関係などへの影響があります。



こんなことありませんか？

周囲の固定観念

例)あなたにも悪いところがあるんじゃないの？

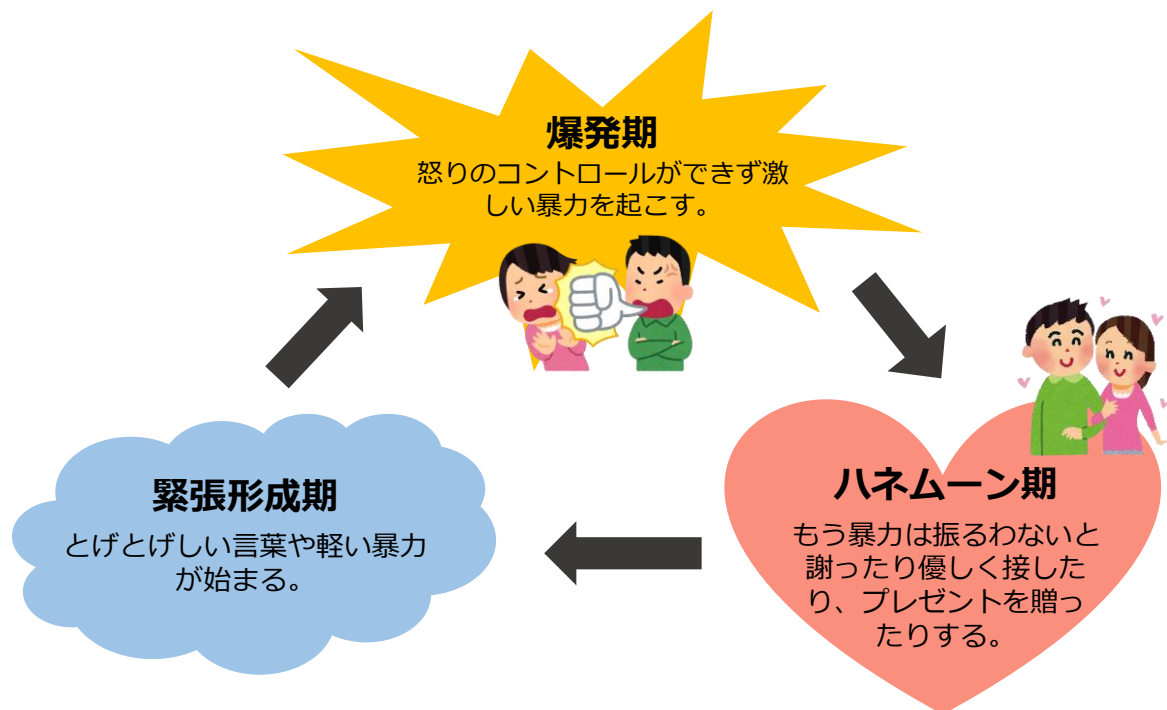
例)子どもには父親が必要。我慢したら？

例)旦那さんに働いてもらっているんだから、わがまま言わないで！



Ⅲ 暴力のサイクル（しくみ）

暴力は図のような周期を繰り返すことが多くみられます。パートナーから暴力をふるわれても、その後には優しくされることから、「次は暴力がなくなる」「反省しているから大丈夫」などと、期待してしまいます。被害者がなかなか関係を抜け出すことができない理由の一つです。



Ⅳ DVに関する誤った思い込み

◆ 暴力を振るうのは特別な人？

DVは年齢、学歴、職業、収入に関係なく存在しています。職場や近所では「いい人」と評判の、何の問題も抱えていないように見える人がパートナーにDVをしていたケースも多くあります。

◆ 暴力が起こるのは被害者に何か原因があるから？

暴力は理由なく始まるケースが多いです。もし被害者側がきっかけを作ったとしても、暴力をふるってもいいという理由は何ひとつありません。どんな理由をつけようと暴力は犯罪です。

◆ 離婚したら子どもがかわいそう？

DVを見続けることは、児童虐待にあたり、大きな精神的なダメージを与えます。子供が安心して暮らせる環境を考えていく事が大切です。本当に子どもにとってベストなことが何か考えましょう。

◆ 逃げようとすれば逃げられるのになぜそうしないの？

暴力を繰り返し受けた被害者は、心身ともに傷つき、逃げる気力や体力を失ってしまいます。また、一人で生活していけない経済的な事情や子どもを置き去りにできないという精神的な束縛、加害者からの脅しによる心理的拘束などにより「逃げ出せない」のです。

V 周囲に被害者がいた場合はどうする？

① 話にじっくり耳を傾ける

被害者によっては、暴力の影響を受け、混乱状態になり理路整然と話をすることができないことも多くあります。疑いなどは持たず被害者が安心して話ができるよう、じっくりゆっくり話を聞きましょう。



② 「あなたは悪くない」と伝えましょう

いかなる理由があろうと「暴力はふるうほうが悪い」ということを忘れないでください。「どうして・・・しなかったの?」「仕方がない」などと責めることはやめましょう。反対に「心配しなくて大丈夫」「元氣出して」などの安易な励ましもやめましょう。相談しても無駄だと感じてしまいます。

③ 相談機関を教えてあげましょう

県内には複数の専門の相談機関があります（4ページ参照）。お近くの相談窓口を教えてあげましょう。身体的な暴力があり、命の危険が予想される場合には、迷わず「警察」に連絡してください。



④ 被害者の自己決定を尊重する

一番大切なことは、被害者の気持ちです。周囲は勝手に動くのではなく本人に判断を委ねてください。

「・・・しなければならない」「・・・すべき」など価値観を押し付けてはいけません。

VI 相談機関に相談するとどうなるの？

◆ 被害者と一緒に、今後どうするのが一番良いか考えます

DV被害を受けている方の中には、パートナーと一緒に住み続ける方もいますが、本人及び子どもの生活を守るために、離婚や別居生活を選択する人もいます。被害者一人一人、ベストな対応は異なりますので、相談員は被害者の意思を尊重しながら、相談を受けています。

◆ 加害者から身を守るための法的な手続きや

役所での行政手続きの方法などを助言し教えます

相談機関は行政（避難先や避難元など）、医療機関、司法機関、警察、支援団体など、多くの機関と連携して被害者の支援を行っています。1人では難しい手続きも、相談員のサポートを得れば、できることがあります。専門の知識がある人と安全に手続きを進めましょう。

◆ 離婚や一人で生活するための自立支援を行います

一人で新しい生活を始めていくためには、困りごとも多くあると思います。相談員が生活に必要な情報やより専門的な相談先を紹介いたします。

※相談内容について家族や学校、職場など**他人に無断でお伝えすることはありません**。心配せずにご相談ください。

※県や市町が実施している相談窓口の相談費用は**無料**です。

Ⅶ 相談機関 (盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町の方を中心)

(令和6年度)

	相談機関	電話番号	住所・相談時間
盛岡広域市町の相談機関	盛岡市こども家庭センター青少年女性担当	019-613-7521	◆盛岡市保健所1階 (盛岡市神明町3-29) ◆月～金 8:30～17:30
	もりおか女性センター 〔配偶者暴力相談支援センター〕	019-604-3304	◆プラザおでって5階 (盛岡市中ノ橋1-1-10) ◆月・火・金 10:00～17:00 水・木 10:00～20:00
	八幡平市地域福祉課こども家庭係	0195-74-2111	◆八幡平市野駄21-170 ◆月～金 9:00～17:00
	滝沢市子育て課	019-656-6520	◆滝沢市中鶴飼55 ◆月～金 8:30～17:15
	雫石町こども課	019-601-5428	◆岩手郡雫石町万田渡74-1 ◆月～金 8:30～17:15
	葛巻町健康福祉課福祉推進室	0195-65-8992	◆岩手郡葛巻町葛巻16-1-1 ◆月～金 8:30～17:15
	岩手町健康福祉課福祉支援係	0195-62-2111	◆岩手郡岩手町大字五日市10-44 ◆月～金 8:30～17:15
	紫波町健康福祉課福祉係	019-672-6864	◆紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1 ◆月～金 8:30～17:15
	矢巾町福祉課生活相談係	019-611-2574	◆紫波郡矢巾町大字南矢幅第13-123 ◆月～金 8:30～17:15
岩手県の相談機関	岩手県福祉総合相談センター 〔配偶者暴力相談支援センター〕	019-629-9610	◆盛岡市本町通3丁目19-1 ◆月～金 9:00～16:00
		019-652-4152 ※夜間・土日祝	◆夜間 17:45～21:40 ◆土日祝 9:00～21:40
	岩手県男女共同参画センター 〔配偶者暴力相談支援センター〕	019-606-1762	◆いわて県民情報交流センターアイーナ6階 (盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1) ◆水・木 10:00～17:00 ◆金 13:00～19:00 ◆土・日 12:00～15:00
	盛岡広域振興局保健福祉環境部 〔配偶者暴力相談支援センター〕	019-629-6568	◆盛岡市内丸11-1 ◆月～金 8:30～17:00
警察	盛岡東警察署	019-606-0110	盛岡市内丸3-40 ※DV相談と伝えてください
	盛岡西警察署	019-645-0110	盛岡市青山3丁目37-1 ※DV相談と伝えてください
	岩手県警察本部警察安全相談	#9110	盛岡市内丸8-10
		019-654-0110	◆9:00～21:00 ※DV相談と伝えてください

〈発行〉盛岡広域市町（盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町）DV担当課（Ⅶ 相談機関参照）

【代表】盛岡市市民部市民共同推進課男女共同参画推進室
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12-2
TEL : 019-626-7525 FAX : 019-622-6211
e-mail : djs@city.morioka.iwate.jp